

第2部 目次

- 1 子ども・子育て支援新制度の創設について・・・・・・・・・・ 1
- 2 子どものための教育・保育給付交付金について・・・・・・・・ 4
- 3 幼児教育・保育の無償化の創設について・・・・・・・・・・ 12
- 4 子育てのための施設等利用給付交付金について・・・・・・・・ 13
- 5 子ども・子育て支援交付金について・・・・・・・・・・ 16
- 6 最近の国の主な動向について（保育関係）・・・・・・・・ 22

○ 子ども・子育て支援新制度の創設について

① 施設型給付、地域型保育給付の創設

- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を「施設型給付」に統一。
- ・ 小規模保育等への給付として「地域型保育給付」を創設。

② 認定こども園制度の改善

- ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督、財政措置を一本化。
- ・ 学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ。

③ 地域の子育て支援を充実化

- ・ 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業など）を「地域子ども・子育て支援事業」として充実化。

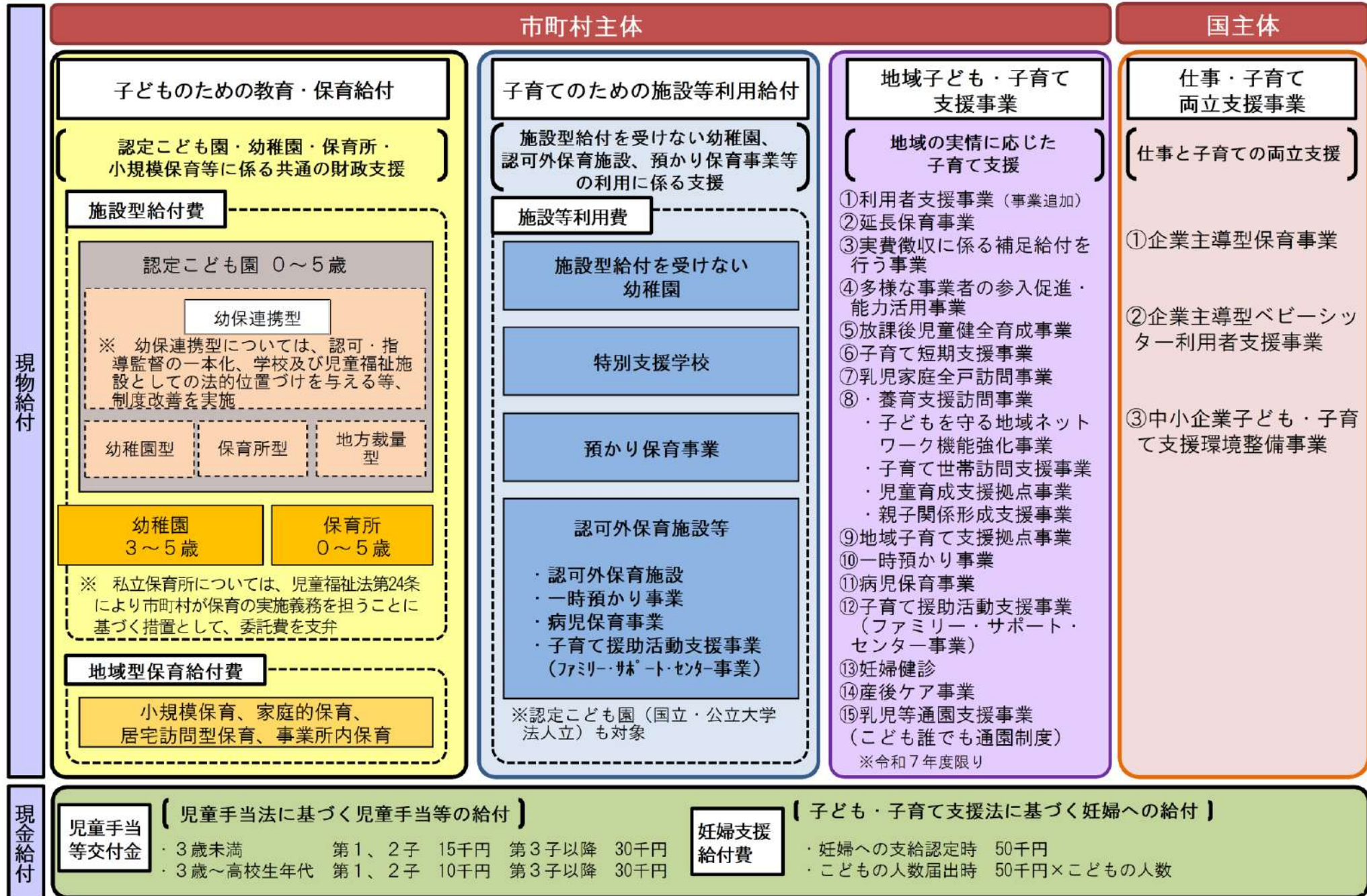
④ 実施主体は市町村に

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき、子育て支援の提供についての計画を策定し、給付・事業を実施する。国・都道府県は実施主体である市町村を重層的に支える。

⑤ 新たな財源の確保、量の拡充や質の向上を図る

- ・ 幼児期の学校教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、1兆円超程度の財源確保を目指す。

子ども・子育て支援法に関する事業の概要（令和7年度）



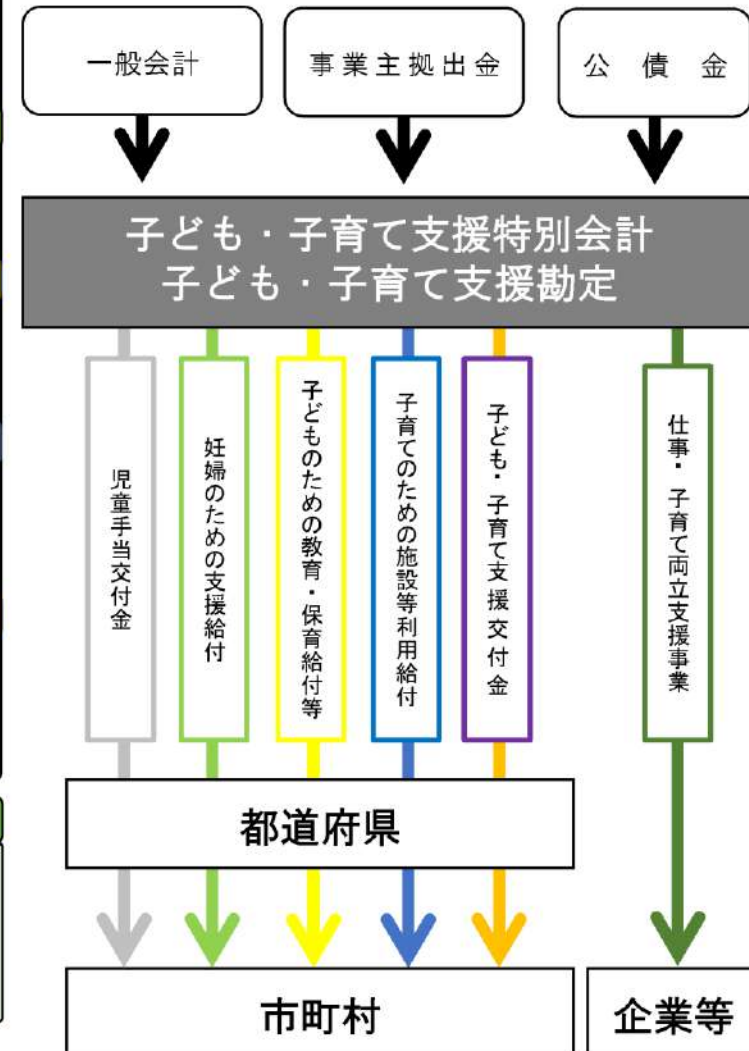
子ども・子育て支援法の給付・事業の全体像

子ども・子育て支援勘定 令和7年度予算案 4兆7,114億円（3兆7,572億円）

子ども・子育て支援法等に基づき、「児童手当」、「妊婦のための支援給付」、「子どものための教育・保育給付」、「子ども・子育て支援交付金」等の実施に要する費用に対して支援を行う。

児童手当交付金	2兆1,666億円（1兆4,952億円）
児童手当法に基づく児童手当 【公債金：1/3、国：4/9、都道府県：1/9、市町村：1/9 等】	
妊婦のための支援給付	816億円
妊婦給付認定を受けた妊婦に対する経済的支援を行う場合の給付 【公債金：10/10】	
子どものための教育・保育給付等	1兆8,020億円（1兆6,636億円）
教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付等 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等】	
子育てのための施設等利用給付	914億円（987億円）
給付認定を受けた小学校就学前の子どもが幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】	
子ども・子育て支援交付金	2,138億円（2,074億円）
「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を支援 【国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3等】	
仕事・子育て両立支援事業	2,349億円（2,361億円）
・企業主導型保育事業 【国10/10】 ・休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を行う企業等が設置した保育施設の運営費等を支援 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 【国10/10】 ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業 【国10/10】	

＜国から市町村への資金交付のイメージ＞



令和7年度予算案 1兆8,002億円 + 令和6年度補正予算額 1,150億円 (1兆6,617億円)

※費用の一部について、事業主拠出金を充当(3,760億円)

※()内は前年度当初予算額

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。
- 教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

令和7年度予算案の主な内容

- ◇ 保育所等における1歳児の職員配置を6対1から5対1へと改善を進める。
- ◇ 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。また、処遇改善等加算の一本化等を行う。
- ◇ 公定価格算定上の定員区分について、定員が小さい区分の細分化を行う。
- ◇ 定員超過減算について待機児童対策のために5年に延長していた期間を2年に見直す。
- ◇ 主任保育士専任加算の要件として、災害時における地域支援の取組を追加する。

実施主体等

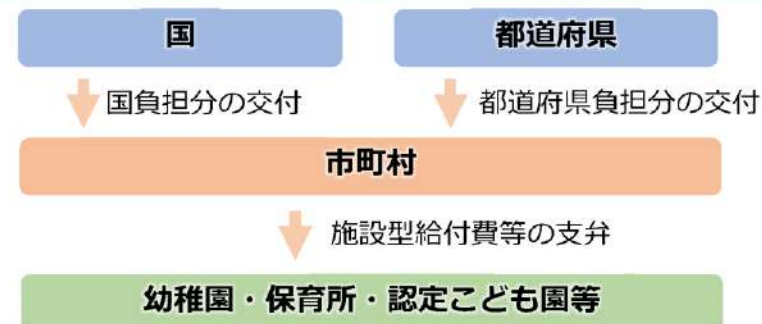
【実施主体】 市町村
【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付（公私共通）	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（支給要件）

○子どものための教育・保育給付・・・施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

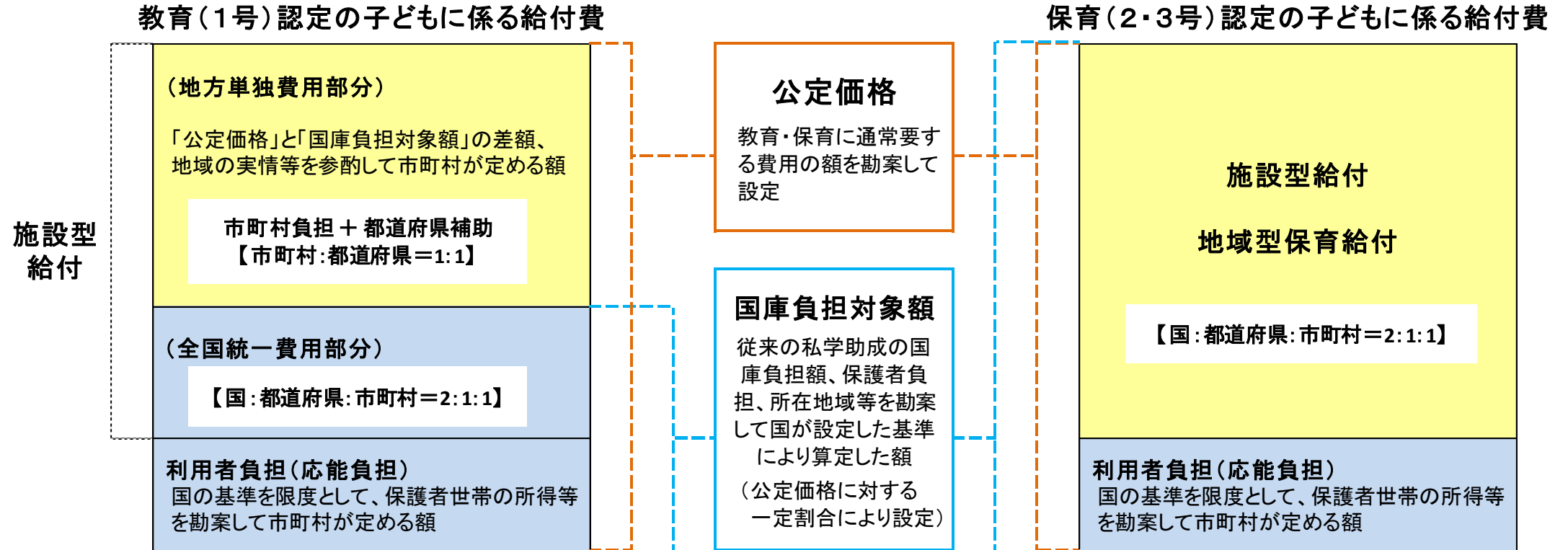
認定区分(支給要件)	保育必要量(内容)	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの(1号認定子ども) (第19条第1号)	教育標準時間 (4時間程度)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (2号認定子ども) (第19条第2号)	保育短時間 (最長8時間) 保育標準時間 (最長11時間)	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (3号認定子ども) (第19条第3号)	保育短時間 (最長8時間) 保育標準時間 (最長11時間)	保育所 認定こども園 小規模保育等

○子育てのための施設等利用給付・・・施設等利用費の支給

保育必要量の認定が不要

認定区分(支給要件)	支給に係る施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>新2号認定子ども・新3号認定子ども以外</u> のもの(新1号認定子ども) (第30条の4第1号)	幼稚園、特別支援学校等
満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (新2号認定子ども) (第30条の4第2号)	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者</u> であるもの(新3号認定子ども) (第30条の4第3号)	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

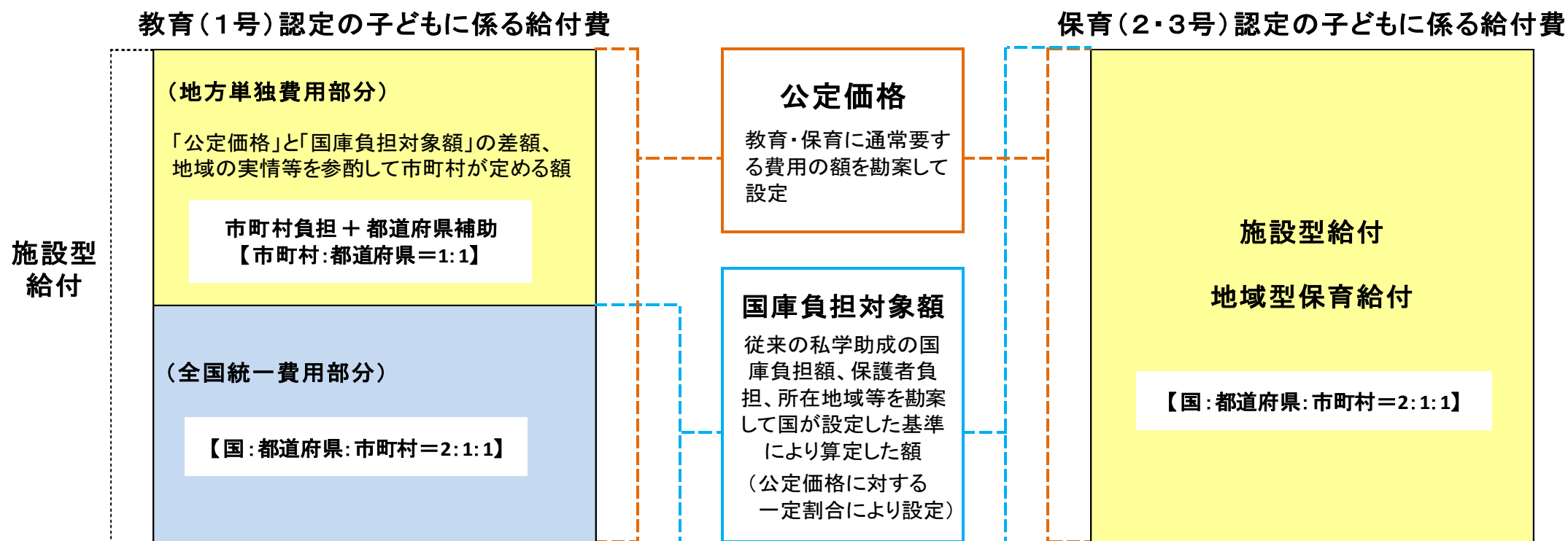
【参考】給付の基本構造について



- 給付は保護者に対する個人給付を基礎とするが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設が法定代理受領する仕組みとする。
- 給付（私立保育所の場合は委託費）は施設・事業を利用する子どもの居住地の市町村から受けることとなる。

【参考】教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造

※国資料を一部加工



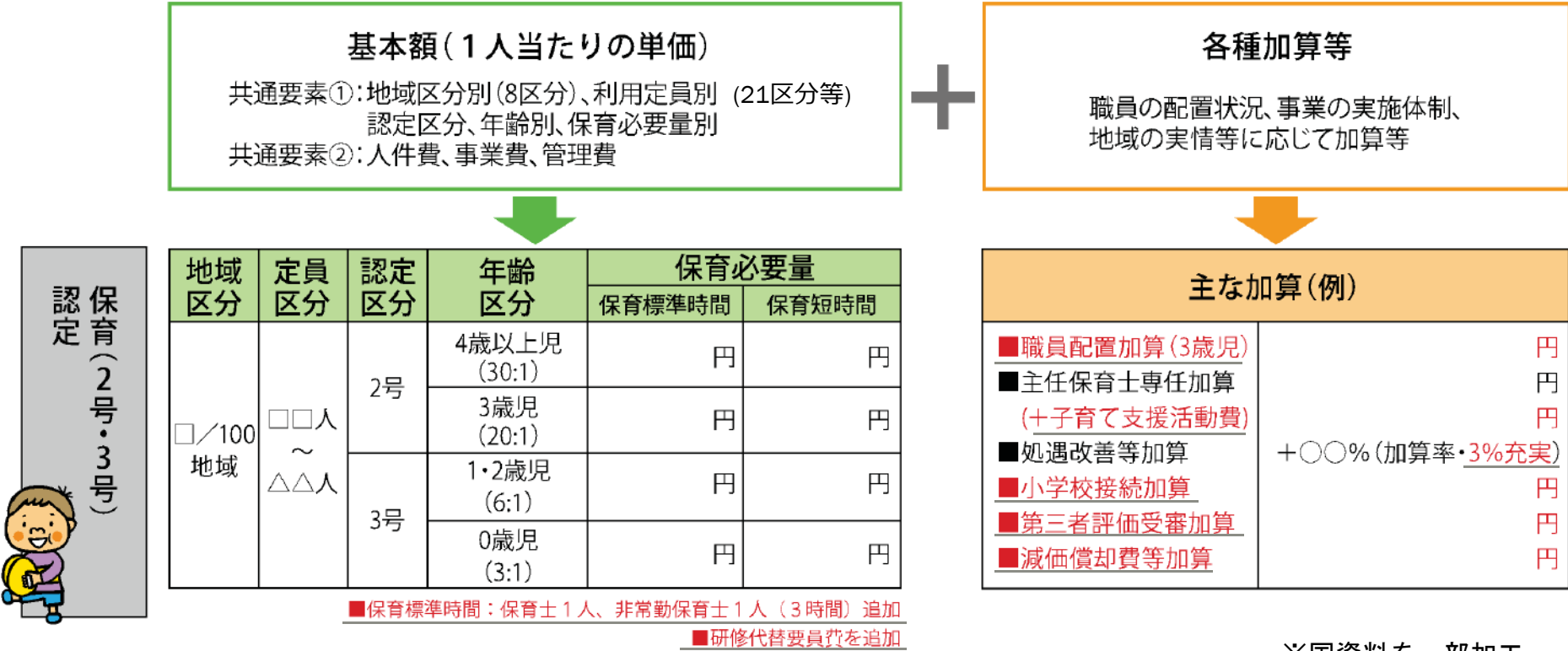
- 教育標準時間（１号）認定の子どもに係る施設型給付については、私立幼稚園に係る従来の国・地方の費用負担の状況などを踏まえ、当分の間、全国統一費用部分と地方単独費用部分を組み合わせて施設型給付として一体的に支給される。

【R7】全国統一費用部分：地方単独費用部分＝74.0%：26.0%（㊦72.5%：27.5%）

【参考】公定価格の骨格について

- 幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、新制度施行前から行われていた私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の向上」を反映した公定価格の骨格が設定された。

【例】■保育所(保育(2号・3号)認定)



※国資料を一部加工

【参考】利用者負担（保育料）について

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされている。
- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育を利用する3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの子どものうち、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料化された。
（※幼稚園は上限額25,700円）
- すべての子どもに質の高い幼児教育を保障し、幼児教育に係る保護者負担を軽減するため、段階的無償化の取り組みが行われてきた。

平成27年度	・ 市町村民税非課税世帯のひとり親世帯等について無償化。 ・ 年収330万円未満のひとり親世帯等について月額1,000円を軽減。
平成28年度	・ 年収約360万円未満の多子世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の利用者負担を半額、第3子以降を無償化。 ・ 年収約360万円未満のひとり親世帯等への優遇措置を拡充し、第1子を半額、第2子以降を無償化。
平成29年度	・ 市町村民税非課税世帯の多子世帯について第2子を無償化。 ・ 年収約360万円未満世帯のひとり親世帯等の第1子分を軽減。 ・ 年収約360万円未満世帯の1号認定子どもを軽減。
平成30年度	・ 年収約360万円未満世帯の1号認定子どもを更に軽減。
令和元年10月	・ 3歳から5歳まで全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて無償化。

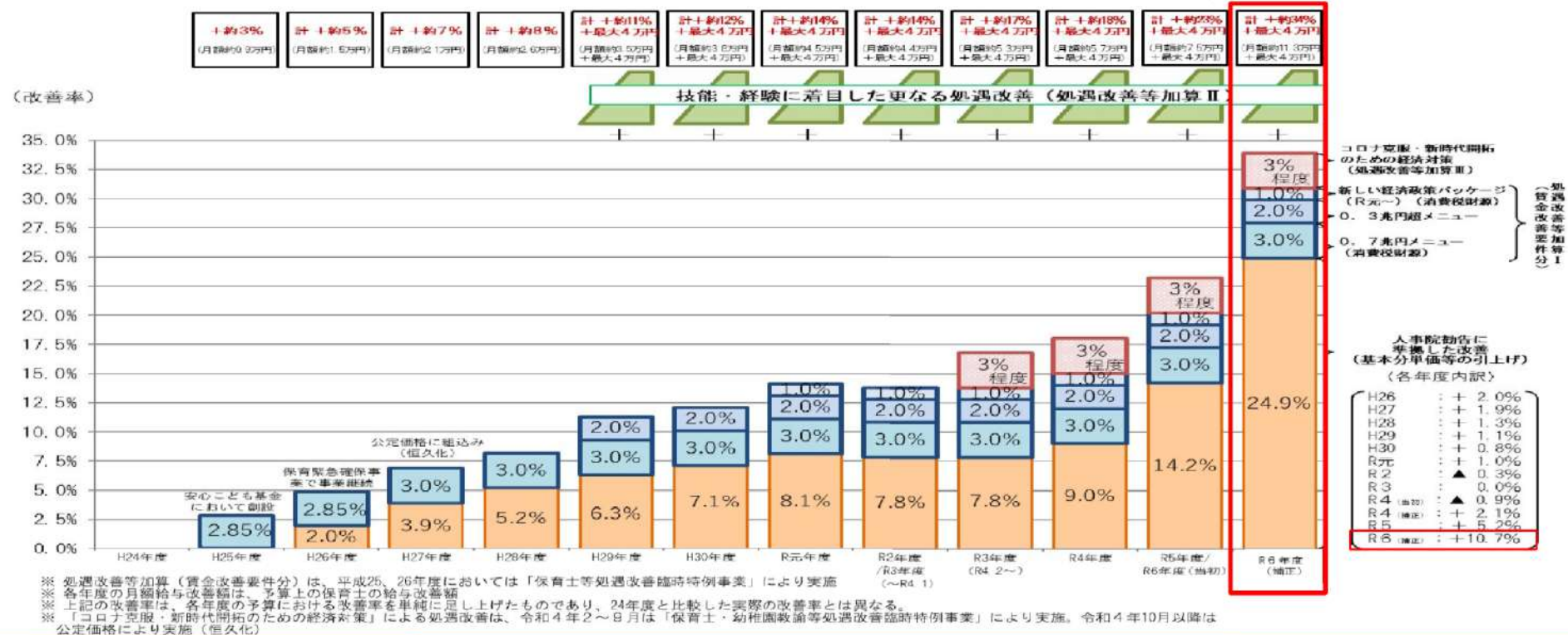
保育士等の処遇改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

令和6年度の対応

- 令和6年人事院勧告を踏まえ、保育士等の公定価格上の人件費を+10.7%改善【令和6年度補正予算1,150億円】

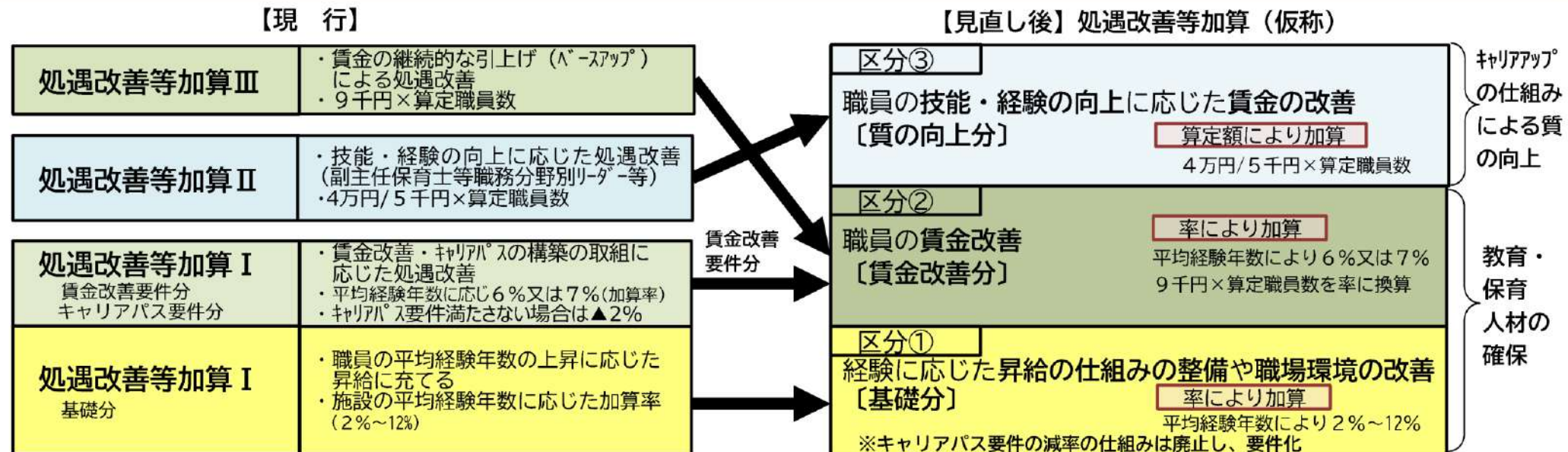


令和7年度予算案等における対応

- 保育士等の公定価格上の人件費について、令和6年補正予算で措置した+10.7%の改善を引き続き確保し、令和7年度予算案においても反映【令和7年度予算案1,607億円】（一般会計：882億円、事業主拠出金：725億円）
- 経営情報の継続的な見える化（保育所等が収支計算書や職員給与の状況等について都道府県に報告する仕組み）を施行し、保育所等の賃金の状況や費用の使途の分析・見える化を推進【令和7年4月施行、事業年度終了後5月以内に報告】
- 処遇改善等加算ⅠⅡⅢについて、事務手続きの簡素化等の観点から一本化（基礎分・賃金改善分・質の向上分の3区分に整理の上、配分ルールの柔軟化や賃金改善の確認方法の簡素化等を実施）

処遇改善等加算の一本化について（案）（令和7年度～）

- 現行の3加算（処遇改善等加算ⅠⅡⅢ）について、事務手続きの簡素化等の観点から、「処遇改善等加算（仮称）」に一本化
 - 現行の3加算の目的・趣旨を踏まえ、新加算の中に、「①基礎分」「②賃金改善分」「③質の向上分」の3区分を設定
 - ・賃金改善を目的とした現行加算Ⅰ（賃金改善要件分）と現行加算Ⅲは新区分②に統合
 - ・キャリアパス構築要件について、現行加算Ⅰ（賃金改善要件分）の未構築の場合の減率は廃止し、職場環境改善を進める観点から、新区分①（旧加算Ⅰ（基礎分））の要件として設定（1年間の経過措置）
 - ・新加算の認定主体は都道府県知事・指定都市・中核市及び特定市町村の長とする。
 - このほか、関係者の意見等も踏まえ、配分ルールの統一化、柔軟化や賃金改善の確認方法の見直しを実施
- 【配分ルールの統一化、柔軟化】
- 「②賃金改善分」「③質の向上分」の配分ルールについて「1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する」に統一
 - ※現行は加算Ⅰ（賃金改善分）は基本給・手当・賞与又は一時金等により改善、加算Ⅱは基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善、加算Ⅲは2/3以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
 - 「③質の向上分」について、
 - ・配分対象者：施設全体で研修修了要件を満たす職員数があることを要件（※）とし、研修修了予定者で副主任保育士や職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者への配分を可能にする。（※）職員数A、Bについて人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付
 - ※現行は一定の経験年数・研修を終了しており、副主任保育士、職務分野別リーダー等の職員の発令等を受けている者を配分の対象
 - ・配分方法：現行の「4万円支給を1人以上」のルールを撤廃。配分額は施設の状況に応じ4万円を上限として柔軟な設定を可能とする。
- 【賃金改善の確認方法】
- 各加算ごとに行っていた加算額を賃金改善等に充当したかの確認（実績報告書最大9枚）を、各区分をまとめた全体の加算総額で確認
 - 現行、要件として求めている基準年度（前年度）の賃金水準維持について、経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることの特例的に認める（介護報酬等で導入済みの措置）。



○ 幼児教育・保育の無償化の創設について

- ① **「新しい経済政策パッケージ」**（平成29年12月8日閣議決定）
 - ・ 3～5歳までの全ての子ども、0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもを無償化することを決定。
- ② **「経済財政運営と改革の基本方針2018」**（平成30年6月15日閣議決定）
 - ・ 保育の必要性があるが認可保育所や認定こども園を利用できていない者がいることから、対象者の認可外保育施設の利用料を無償化することを決定。
 - ・ 令和元年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。
- ③ **「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」**
 - ・ 無償化に係る国、都道府県・市町村の負担割合が決定。
 - ・ 施設型給付・地域型保育給付 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
公立施設は市町村10/10
 - ・ 幼稚園（未移行）、認可外保育施設、預かり保育等 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ④ **「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」**（令和元年10月1日施行）
 - ・ ①～③を踏まえ、無償化に係る給付である子育のための施設等利用給付を創設。

平成30年12月28日
関係閣僚合意

令和7年度予算案 914億円（987億円）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設し、市町村に対して交付金を交付する。

事業の概要

市町村は、①の支給要件を満たした子供が②の対象施設等を利用した際に要する費用を支給。

①支給要件

以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものが対象

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

②対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である認定こども園、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（※）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象。

（※）認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすことが必要。

ただし、令和12年3月末までの間は、都道府県知事が個別に指定する場合に限って、例外的に基準を満たした施設とみなして無償化の対象となる。

実施主体等

【実施主体】

市町村

【負担割合】

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4（原則）



【参考】 保育の必要性の認定事由に該当する子ども

※上限額は月額

年齢区分	保育所 認定こども園 地域型保育	幼稚園		認可外保育施設等 (保育の必要性のある子ども)
		施設型給付	私学助成	
0～2歳児	住民税非課税世帯のみ無償化	—	—	住民税非課税世帯のみ 上限額 42,000円
3～5歳児	無 償 化	無 償 化	上限額 25,700円	上限額 37,000円
認可外保育施設等の範囲	認可外保育施設（指導監督基準を満たすもの。）、 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業 ※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、 認可外の事業所内保育等を指す。			

【 就学前の障害児の発達支援 】

障害児通園・入所施設を利用する3～5歳児の利用者負担を無償化

＜対象サービス＞

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※幼稚園、保育所、認定こども園等と上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象

<無償化前>

施設等の種類	認定区分		歳児クラス	保 育 料 (月額)
特定教育・保育施設	教育・保育給付	1号	3歳～5歳 (施設型給付を受ける幼稚園、 認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)
		2号	共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
		3号	共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)
私学助成園等			3歳～5歳 (施設型給付を受けない 幼稚園等)	所得に応じて還付 (最大25,700円)
認可外保育 施設等			共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収
			共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収

<無償化後>

認定区分		保 育 料 (月額)
教育・保育給付	1号	所得にかかわらず 0円(不徴収)
	2号	所得にかかわらず 0円(不徴収)
	3号	市町村民税非課税世帯は 0円(不徴収)
施設等利用給付 (新設)	1号	所得にかかわらず 25,700円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担
	2号	所得にかかわらず 37,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担
	3号	市町村民税非課税世帯は 42,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担

+

預かり保育事業等利用料 (月額)
所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ

預かり保育事業を実施していない場合や十分な実施水準ではない場合、預かり保育事業利用料の残額の範囲で認可外保育施設等の利用が可能

+

所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ

令和7年度予算案 2,138億円（2,074億円）

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の
費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,146億円）※国資料を
一部加工

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業の実施に必要な費用を交付する。

《対象事業》

- | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------------------|
| ① 利用者支援事業 | ⑧ 養育支援訪問事業 | ⑪ 病児保育事業（*） |
| ② 延長保育事業（*） | 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 子育て世帯訪問支援事業 | ⑬ 産後ケア事業 |
| ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 児童育成支援拠点事業 | ⑭ 乳児等通園支援事業（令和7年度限り） |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業（*） | 親子関係形成支援事業 | |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | ⑨ 地域子育て支援拠点事業 | |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑩ 一時預かり事業 | |

※妊婦健診については地方交付税措置
*記載事業は事業主拠出金を充当

《令和7年度における主な充実の内容》

- 出産・子育て応援交付金で実施していた伴走型相談支援事業について、利用者支援事業に妊婦等包括相談支援事業型を創設して実施する。
- 地域子育て支援拠点事業について、子育て親子等がより身近な場所で交流等を行えるようにするため、専用施設での実施だけでなく、賃貸物件において事業を実施する拠点に対する賃借料補助加算を創設する。
- 一時預かり事業（幼稚園型）について、職員配置基準の改正に伴う単価の見直しを行うとともに、特別な支援を要する児童分単価の見直しを行う。
- ファミリー・サポート・センター事業について、性加害防止対策に資する取組として、講習・広報啓発等を実施した場合の加算を創設する。
- 産後ケア事業について、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業で実施するとともに、受け入れに追加の人員配置が必要となるきょうだい、生後4か月以降の児を預かった際の加算措置や、安全対策の充実のため、宿泊型の夜間の助産師等の2人以上の人員配置についての加算措置を創設する。
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助割合】国1/3，都道府県1/3，市町村1/3 等

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,146億円）

事業の目的

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

（１）一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

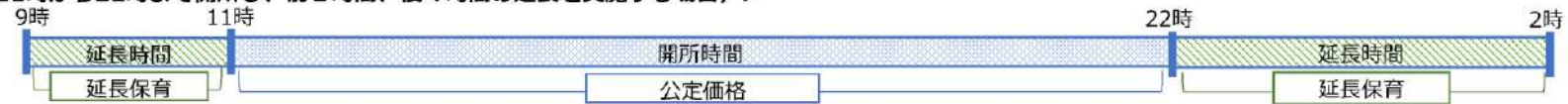
（２）訪問型（平成27年度創設）

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

＜一般的な保育所等（7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合）【標準時間】＞



＜夜間保育所（11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合）＞



「見直し内容」

- 延長保育事業を実施する職員の配置基準について、認可保育所における配置基準と同様となるよう引き上げることとし、そのために必要な補助基準額の加算により補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区含む。）

【補助率】国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

【令和7年度補助基準額案】※括弧は夜間保育所（夜間延長分に限る）の補助基準額

① 保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）

1時間延長： 21,200円

2時間延長： 42,400円

3時間延長： 63,600円

② 保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）

30分延長： 600,000円

1時間延長： 1,760,000円（1,988,000円）

2～3時間延長： 2,761,000円（2,989,000円）

4～5時間延長： 5,804,000円（5,918,000円）

6時間以上延長： 6,835,000円

○ 配置基準改善加算（保育所：1事業所当たり年額）※平均対象児童数が21人以上の施設のみ

30分延長： 150,000円

1時間延長： 300,000円

2～3時間延長： 750,000円

4～5時間延長： 1,350,000円

6時間以上延長： 1,950,000円

【実績】

＜実施か所数＞

令和2年度：28,425か所（公立6,690か所、私立21,735か所）

令和3年度：29,277か所（公立6,575か所、私立22,702か所）

令和4年度：29,535か所（公立6,427か所、私立23,108か所）

＜年間実利用児童数＞

令和2年度：897,348人（公立210,426人、私立686,922人）

令和3年度：893,990人（公立201,262人、私立692,728人）

令和4年度：915,022人（公立195,215人、私立719,807人）

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化

※ こども家庭庁保育政策課調べ

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

- (1) **一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- (2) **余裕活用品**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- (3) **幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- (4) **幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- (5) **居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

※緊急一時預かり、幼稚園型Ⅱの実施要件については、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

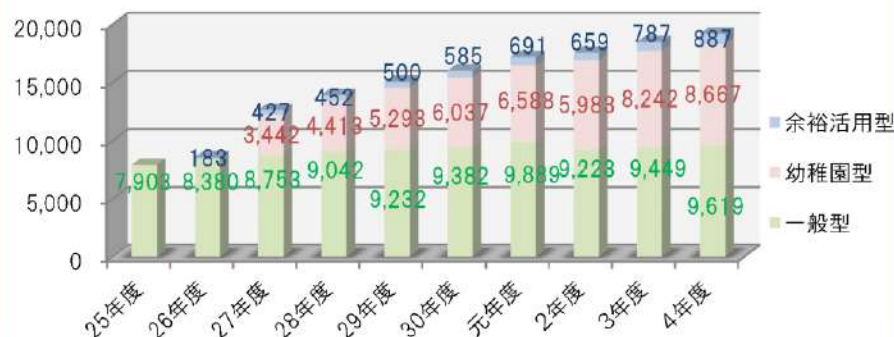
【令和7年度補助基準額（案）】（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,473千円（※）～51,272千円

（※）基本単価のベースアップを行うとともに、年間延べ利用児童数300人未満の基準額について、細分化を行う

【R7拡充事項】幼稚園型Ⅰについて、職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引き上げを行う

【実績】

＜実施か所数＞



＜延べ利用児童数＞



＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,146億円）

事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

事業の内容

（1）病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

（2）体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

（3）非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

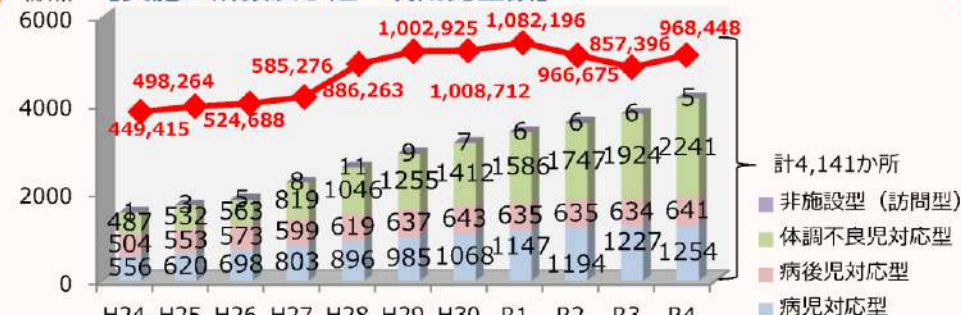
【令和7年度補助単価(案)（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：8,808,000円

加算分単価：1,000,000円 ～ 38,000,000円

当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円

【実施か所数及び延べ利用児童数】



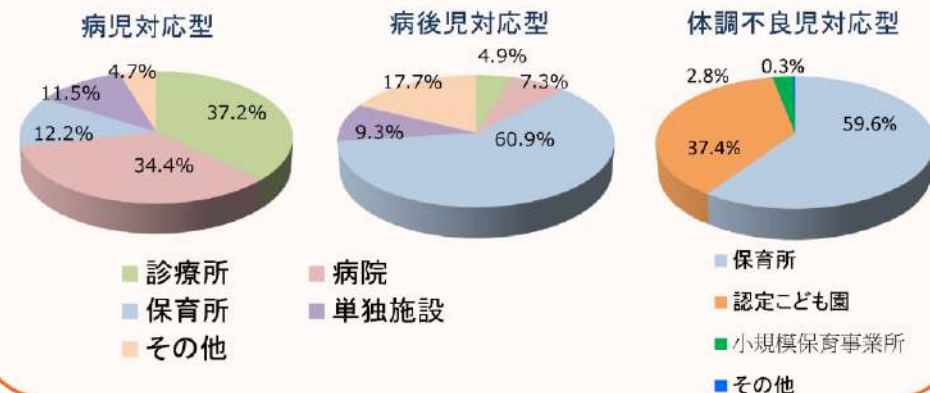
※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。
 （前年同月の延べ利用児童数を上限）

【拡充】「感染症対応加算」1,300,000円（1施設あたり）

病児保育事業について、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において、保育士等の加配をおこなう。



【実施場所】



＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

事業の概要

○主な実施要件

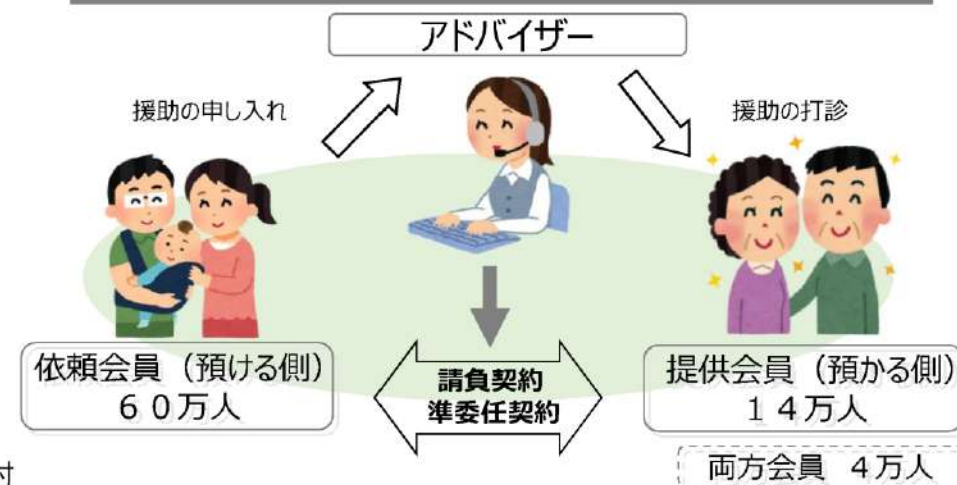
- ・ 会員数は20人以上
- ・ 相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険への加入
- ・ こどもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・ 事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・ 提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・ 保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・ 保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際のこどもの預かり

○実施市町村 （令和5年度）996市町村、（令和4年度）982市町村

ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【主な補助基準額案】

- 基本事業 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 病児・緊急対応強化事業 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
- 預かり手増加のための取組加算 ①1,200千円（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）
② 500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）
- 提供会員の定着促進加算 500千円（提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算）
- ひとり親家庭等の利用支援 500千円
- 地域子育て支援拠点等との連携 1,500千円
- 性被害防止対策加算 580千円（性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合に加算）【拡充】
- 開設準備経費 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

事業の概要

【対象児童】 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、
地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター 等

【実施方法】 一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単 価】 補助基準額上、月の上限を10時間とした上で、こどもの年齢に応じて、こども一人1時間
当たりの単価を設定。
加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても
単価を設定。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

実施主体等

【実施主体】
市町村（市町村が認めた者への委託可。）

【補助単価】
人口規模に応じ補助基準額の上限を設定する。
これに加え、賃借料加算（※）を設ける。
（※）1事業所当たり年額3,066千円
（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る）

【補助割合】
国：3/4 市町村：1/4

	①乳児等通園支援事業 の実施に必要な経費	②指導監督員の雇上 げに必要な経費	合計
人口100万人以上	167,430千円	18,252千円	185,682千円
人口50万人～ 100万人未満	134,180千円	9,126千円	143,306千円
人口10万人～ 50万人未満	125,568千円	4,563千円	130,131千円
人口5万人～ 10万人未満	37,189千円	4,563千円	41,752千円
人口5万人未満	17,214千円	4,563千円	21,777千円

最近の国の主な動向について（保育関係）

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立(R5.4.1施行)
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

○こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備 ・円滑な運用や利用の促進 等

○多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善 【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・民間給与動向等を踏まえた改善 ・経営情報の見える化の推進 等

○保育DXの推進による業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進 ・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

○働きやすい職場環境づくり ・保育補助者等の活用促進 等

○新規資格取得と就労の促進 ・資格取得や就業継続の支援の充実 等

○離職者の再就職・職場復帰の促進 ・保育士・保育所支援の機能強化 等

○保育の現場・職業の魅力発信 ・多様な関係者による検討・発信 等

1歳児の職員配置の改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和6年度の対応：4・5歳児の配置基準の改善

【公定価格上の加算措置】※告示を改正

- 新たに「4歳以上児配置改善加算」を措置する
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う

令和7年度予算案等における対応

- 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置する【令和7年度予算案109億円】
- 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善した場合に、加算する（令和7年4月～）

※6：1の配置に要する経費と、5：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所

（配置基準が既に5：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）

- (1) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている※1
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上※2

※1 ①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している

※2 処遇改善等加算Ⅰの「職員1人当たりの平均経験年数」と同様の計算による年数

現状・課題等

- 0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律【R6.6成立】で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設【R7.4 制度化 R8.4 本格実施】



- 令和7年度の施行に向けて、令和6年度は試行的事業を実施(118自治体)
 - ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
 - ・単価(補助基準) : こども一人1時間あたり850円
 - ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠(1/2保育士)
- 令和7年度の制度化、令和8年度の本格実施(給付化)に向けて、制度詳細の検討、施設整備、研修の充実、システム整備等を着実に進めていく必要がある

こども誰でも通園制度
「ロゴマーク」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

令和7年度に制度化、令和8年度に給付化し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援



- ✓対応のポイント
 - こども誰でも通園制度を着実に施行
 - 令和8年度から全ての自治体で実施され利用が進むよう制度の構築と体制の整備を推進
 - 実施の状況を踏まえた制度・運用の改善

○令和7年度から、こども誰でも通園制度を児童福祉法上の「乳児等通園支援事業」として制度化。子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業として、希望する自治体を実施

- ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
- ・単価(補助基準) : 年齢に応じた単価を設定
- ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠(1/2保育士)

愛知県 実施予定自治体
名古屋市、春日井市、豊川市、
大府市、扶桑町、美浜町

○令和8年度の給付化に向けた制度の構築(公定価格の設定等)、自治体支援や普及啓発を進める

○実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援【R6補正】

○こども誰でも通園制度のための新たな研修内容や研修ツールを構築・作成し、こども誰でも通園制度の特性等を踏まえた人材育成を推進

○障害児・医療的ケア児も通園できる環境整備、要支援児童の対応充実

○制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及【R7～】

○制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用【R7～】



- 全てのこどもたちがこども誰でも通園制度を通じて健やかに成長できる環境を作る
【こども誰でも通園制度の実施割合(自治体) : 100%(令和8年度)】